

平成 21 年 8 月 10 日

金融庁総務企画局
企画課調査室 殿

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン改正案」
に関する意見

全国銀行協会

今般、当協会では、平成 21 年 7 月 10 日付で意見募集が行われました
標記改正案に関する意見を別紙のとおりまとめ、提出いたしますので、
何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」改正案に対する意見

	該当箇所	意見	理由
1	第5条3	<p>改正案第5条第3項の「法令に基づく場合」の例示には今回追加されていないが、法務省「債権管理回収業分野における個人情報の保護に関するガイドライン」の4(3)に例示されている以下の場合も「法令に基づく場合」に該当するとの理解でよいか確認したい。</p> <p>ア 債務者の本人確認のための住民票の写しの交付請求の際、市町村役場の職員の求めに応じて、不当な目的で請求するものではないことを証明するため、当該債務者の個人情報を提出する場合（住民基本台帳法第12条の3）</p> <p>ウ 民事訴訟法第223条に基づく裁判所による文書提出命令に対して文書を提出する場合</p> <p>エ 民事訴訟法第186条に基づく調査の囑託及び同法第226条に基づく文書の送付の囑託に応ずる場合</p>	金融機関が、債権者として自ら債権回収する場合とサービス会社に債権回収を委託する場合とで、その取扱いが異なるとは考えられないため確認したい。
2	第10条1 第11条1 第12条1	第10条～第12条に追加される一文（「当該措置（監督）は、～リスクに応じたものとする」）について、本文言が追加される意義は、社内一律の均一的な対応を行うことよりも、社内のリスクの程度や所在を踏まえ、メリハリのある対応を事業者の判断で行うことがより重要であるとの理解でよいか。	事業者における望ましい対応を確認したい。
3	第23条2	事業者が委託する事務の内容を明らかにする場合において、委託する事務が多数あるため全てを列挙することが困難な場合は、委託する事務の例示を示すことでも、委託処理の透明化に資するものと考えてよいか。	事業者による望ましい取組みの例を確認したい。
4	第23条2	各種アンケート等への回答に際してはアンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じて利用目的を限定する取組みも、「本人にとって利用目的がより明確になる」も	同上

		のと考えてよいか。	
5	第 23 条 2	個人情報の取得元またはその取得方法（取得源の種類等）が多数になる場合は、その例示を示すことでも、本人の権利利益保護に資するものと考えてよいか。	同上
6		<p>本ガイドラインの改正を受けて、認定個人情報保護団体では個人情報保護指針を改正し、対象事業者によるその運用について周知する必要がある、事業者においては本ガイドラインの改正および個人情報保護指針の改正を受けて対応方針の検討と機関決定、各種帳票等の差し替えに期間を要することから、本ガイドラインの改正の実施までに一定の期間を設けていただきたい。</p> <p>なお、上記の一定の期間を設けず改正を実施せざるを得ない場合においては、改正実施後事業者による個人情報保護宣言の改正まで相応の期間を要する場合であっても、そのことをもって改正案第 24 条第 2 項における「遵守に努めるものとする」に違反することはないことを確認したい。</p>	認定個人情報保護団体および事業者における円滑な対応のため。

以 上